

第5節

雇用・就労、経済的自立の推進

- 1 障がい者雇用の促進
- 2 障がい者の職業能力開発
- 3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
- 4 福祉的就労の底上げ
- 5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築

【成果目標と活動指標】

1 障がい者雇用の促進

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送ることのできる社会の実現のためには、障がい特性や能力に応じて可能な限り就労し経済的な基盤を確立することが必要です。

雇用の促進に向けては、県の機関はもとより、労働局や公共職業安定所などの関係機関とも連携して雇用の促進に取り組んでいます。

現在、県内の障がい者雇用率の状況は全国でも上位にありますが、身体障がい者に比較して雇用が遅れている精神障がい者や知的障がい者の雇用促進と就労後の定着を図ることが課題となっています。

特に、令和6年4月からの法定雇用率の段階的引上げ（令和6年4月～：2.5%→令和8年7月～：2.7%）や、雇用率算定対象の拡大（週所定労働時間10時間以上20時間未満の精神・重度身体・重度知的障がい者について、新たに0.5人分として算定）を踏まえ、より一層の雇用促進・定着支援を図ることが必要です。

施策の方向

- ① 障がいの特性や障がい者の個別ニーズに配慮した企業等とのマッチングや、就業面と生活面の一体的な支援により、雇用促進と職場定着を推進します。
- ② 障害者就業・生活支援センターや県立職業能力開発校による企業への実習の委託など、障がい者が就労する機会を開拓し、職場定着を図ります。
また、障がい者雇用に努める企業や就労している障がい者を顕彰することにより、雇用・就労意欲を高めます。
- ③ 県庁での精神障がい者・知的障がい者の職場実習及び非常勤雇用を拡大し、県職員の障がい者雇用に対する理解促進や、民間企業などへの就労促進を図ります。
- ④ 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に対する研修等を実施し、職員の人材育成と障がい者の就労意欲の向上を図り、就労移行支援事業所等からの一般就労を促進します。
- ⑤ 企業に対して障がい者雇用に対する普及啓発を図るとともに、就労後の職場定着に向けて、企業における合理的配慮の理解促進を図ります。

主な取組

- 障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけ強化など障がい者雇用の促進及び職場定着の推進
- 障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実
- 障害者就業・生活支援センターが企業に委託して行う雇入れ体験、県立職業能力開発校が企業に委託して行う作業実習の実施
- 障がい者が就労しやすい環境づくりの一環として、テレワークを導入する企業と障がい者のマッチングの支援
- 障がい者を雇用する優良事業所、優良勤労者の表彰
- 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象に、障がい者本人の希望等にあった就労選択を支援する就労選択支援員の養成
- 一般就労移行に取り組む就労系事業所への奨励金等を通じた福祉的就労から一般就労への移行促進強化
- 就労支援機関のメンタルアドバイザーによる精神障がい者の特性等を踏まえた訓練設定や助言、定着支援の実施
- 定期情報誌の発行等を通じた企業に対する障がい者雇用への理解促進
- 企業の人事担当者間のネットワーク構築



【障害者就業・生活支援センターでの相談支援】



【大分県庁ワークセンター】

2 障がい者の職業能力開発

現状と課題

障がい者の雇用促進を図る上で、雇用の場の拡大と合わせて、障がい者の職業能力の開発も重要です。

これまで、県立職業能力開発校¹が行う職業訓練を通じた就労に必要な知識や技能の習得に対する支援に取り組んできました。

また、特別支援学校においては、ジョブ・コンダクター²の配置やメンテナンス技能検定³など、生徒に対する職業教育の充実による人材育成に取り組んできました。

今後も障がい者の職業能力開発のための支援を継続することは必要であり、特に、近年増加している精神障がい者に対する訓練メニューの開発が必要となっています。

施策の方向

- ① 障がい者委託訓練のメニューを充実させ、障がい者の特性に応じた訓練の実施を推進します。
- ② 訓練環境の基盤整備を促進するため、医療、福祉、雇用、教育の連携を強化します。

主な取組

- 介護やパソコンスキルなど、精神障がい者も取り組める訓練科目の充実
- 精神保健福祉士を県立職業能力開発校に派遣し、精神障がい者等の受入体制を強化

¹ 普通職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設。職業能力開発促進法に規定されている公共職業能力開発施設の一つ。

² 就労支援に必要な職業経験や専門的な知識を有し、企業への仕事の切り出しの提案、進路指導に関する助言などを行う職員。

³ 特別支援学校高等部の生徒を対象に、清掃の技能の向上と働く意欲の育成を目的とする検定。

3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保

現状と課題

障がい者の就労については、働く意欲のある障がい者が特性に応じて十分に能力を発揮できるよう、企業などでの一般就労を希望する人は可能な限り一般就労できるようにするとともに、一般就労が困難な人が働く就労継続支援事業所などの福祉的就労の場においても、多様な就労機会の確保が図られるよう、必要な取組を行っています。

障がい者が自立した生活を送る上で就労支援は重要な役割を担っており、令和6年4月からの法定雇用率の段階的引上げや雇用率算定対象の拡大を踏まえ、より一層の関係機関との連携による障がい者雇用拡大の取組や、農業分野との連携による就労支援等、更なる就労機会の確保に向けた取組が必要です。

施策の方向

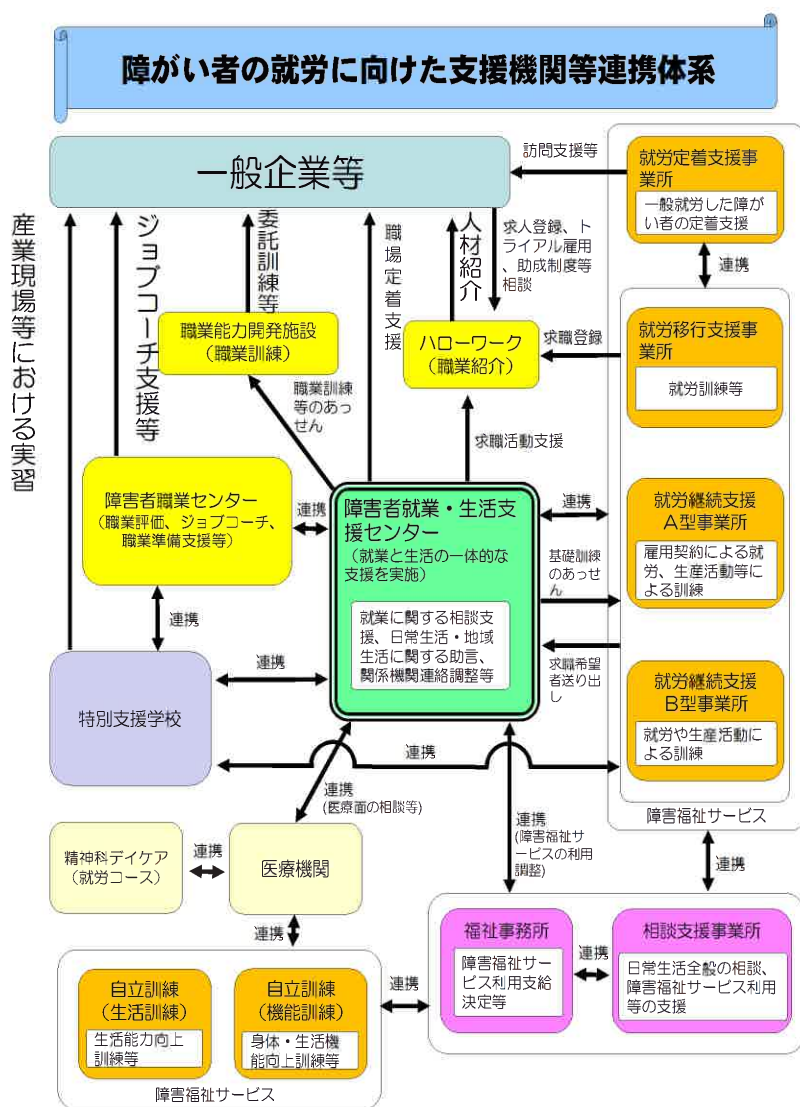
- ① 労働局、公共職業安定所など各関係機関と連携し、精神障がいや発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図るとともに、採用後に障がいを有することとなった方についても、円滑な職場復帰や雇用の安定が図られるよう取り組みます。
- ② 特別支援学校高等部の生徒の希望に応じた就労支援を行うため、企業への啓発や実習先の開拓等に努め、生徒の職場体験、雇入体験、早期職業訓練等の活用を促進します。また、関係機関との連携を強化し、就労支援体制を整備します。
- ③ 障害者優先調達推進法¹に基づき、障がい者就労施設や障がい者を多数雇用している企業等からの物品・サービスの優先調達に取り組みます。さらに、民間企業に対しても、物品・サービスの積極的な発注を働きかけます。
- ④ 農業経営体や関係団体等と障がい者就労施設等の連携を促進し、農業分野における就労情報の提供等、障がい者の就労を支援します。また、社会福祉法人等の農業参入を進めるため、情報提供や生産指導等を行います。

¹障がい者就労施設等や在宅で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進するよう必要な措置を講ずることを定めた法律。

- ⑤ 大分県発達障がい者支援センターを核として、発達障がい者地域支援マネージャーによる生活支援や、大分障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携した就労支援などの取組を推進します。

主な取組

- 雇用支援アドバイザーや定着支援アドバイザーの配置による雇用と職場定着の推進
- 労働局や公共職業安定所など各関係機関と連携した障がい者就職面接会の実施
- 公共職業安定所に手話相談員を配置し、聴覚障がい者の就労・定着を支援
- 障害者優先調達推進法に基づく県、市町村からの優先調達の推進及び民間企業への物品等発注の働きかけ
- 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象に、障がい者本人の希望等にあった就労選択を支援する就労選択支援員の養成（再掲）



4 福祉的就労の底上げ

現状と課題

企業などでの一般就労が困難な障がい者にとって、就労継続支援B型事業所などの福祉的就労の場は、社会参加の場であるとともに、生産活動を通じた生きがいの創出や収入を得る場として大切な役割を果たしており、そこで働く障がい者が適切な支援を受けながら、その工賃向上を図ることは極めて重要です。

そのため、事業所が共同で受注できる体制の強化や農福連携の推進、障がい者就労施設等からの優先調達推進など、様々な支援を実施しています。

施策の方向

- ① 県内の事業所が共同して営業活動、製品開発、受注などを行うことにより障がい者による商品・サービスの販路や発注の拡大を図ります。また業種別の部会を編成し、事業所間のネットワークの構築により更なる工賃向上を推進します。
- ② 農業に取り組む障がい者就労施設に対し、栽培技術の向上や販路の拡大、農業生産者とのマッチングによる施設外就労の促進等を支援し、障がい者の社会参加、工賃向上を図ります。
- ③ 障害者優先調達推進法に基づき、県庁内はもとより市町村等とも連携しながら障がい者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進し、官公需の拡大を図ります。さらに民間企業に対しても、物品・サービスの積極的な発注を働きかけます。
- ④ 事業所が製造する物品や提供可能な役務の内容等についてホームページへの掲載などにより、広く情報提供します。

主な取組

- 企業等の視点やノウハウ活用による共同受注センターの販路拡大に向けた取組強化
- アグリ就労アドバイザー¹による農産物生産拡大や受注促進等による農福連携推進

¹ 農業に取り組む就労継続支援事業所に対し、栽培技術や販路拡大などの支援を行う人材。

5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築

現状と課題

生活保護受給者等の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図るため、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県内全ての市町村が自立相談支援機関¹を設置し、生活困窮者への支援を行っています。

生活困窮に至る原因は、経済的困窮をはじめとして多岐にわたるとともに、生活困窮者の多くは障がいや社会的孤立等複合的な課題を抱えていることから、様々な関係機関と連携した包括的な支援体制の整備が求められています。

施策の方向

- ① 生活困窮者に関する情報共有や適切な支援を行うため、支援会議を設置する等関係機関と連携した体制整備を市町村とともに進めます。
- ② 支援を必要とする障がい者の見守りの実施や身近な相談相手としての民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、全市町村に設置する生活困窮者自立相談支援機関と連携し、障がいのある方の就労や自立に向けた支援を行います。
- ③ 社会福祉法人、企業等の社会貢献としての中間的就労の場の提供を推進します。
- ④ 市町村と連携し、直ちに一般就労することが難しい方に対する就労準備支援事業の実施自治体の増加を図るとともに、自ら家計管理できる力を育てるための家計相談事業との一体的な実施を促進します。

主な取組

- 生活困窮者自立支援制度推進検討会議開催、自立支援計画を作成し個別支援を実施
- 就労訓練アドバイザーの設置、就労準備支援及び家計改善支援事業を一体的に実施

¹ 生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあつせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。

【成果目標と活動指標】

1 就労

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
障がい者雇用率（雇用障がい者実人数）	% 人	2.72 3,007		2.89 3,097		R15 目標値として雇用障がい者実人数を3,316人に設定
法定雇用率達成企業割合	%	65.1	R5	66.9	R8	R15 目標値として71.2%に設定
A型事業所における平均賃金月額	円	92,843	R4	100,493	R8	R15 目標値として115,432円に設定
B型事業所における平均工賃月額	円	20,145	R4	21,127	R8	R15 目標値として22,963円に設定
県による事業所等からの優先調達額	千円	76,186	R4	80,224	R8	R15 目標値として87,812千円に設定

2 福祉施設から一般就労への移行

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
一般就労移行者数	人	174	R3	223	R8	R3 実績の1.28倍以上
うち移行支援事業利用者数	人	73	R3	96	R8	R3 実績の1.31倍以上
うち継続支援A型事業利用者数	人	40	R3	52	R8	R3 実績の1.29倍以上
うち継続支援B型事業利用者数	人	56	R3	72	R8	R3 実績の1.28倍以上
うち職業訓練の受講者数	人	19	R3	25	R8	R3 実績の1.28倍以上
うち障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者	人	43	R3	56	R8	R3 実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労移行者	割合	3.4	R3	5	R8	全体の5割以上
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	人	78	R3	100	R8	R3 実績の1.28倍以上
公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	人	44	R3	57	R8	R3 実績の1.28倍以上

3 障がい者の一般就労への定着

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
就労定着支援事業利用者数	人	73	R3	103	R8	R3 実績の1.41倍以上
うち就労定着率が7割以上の事業所	割合	6	R3	2.5	R8	全体の2割5分以上

第6節

生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

- 1 芸術文化活動の振興
 - (1) 相談体制の整備
 - (2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充
 - (3) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進
 - (4) 人材の育成
 - (5) 情報収集と情報発信
 - (6) 関係者の連携協力

- 2 スポーツ等の振興
 - (1) スポーツに挑戦できる機会の拡充
 - (2) スポーツを続けられる環境の整備
 - (3) 県内アスリートの競技力向上への支援
 - (4) 大分国際車いすマラソンの開催

- 3 社会参加の促進
 - (1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営
 - (2) 大分県身体障害者福祉センター（あすぴあおおいた）の運営
 - (3) 大分県聴覚障害者センターの運営
 - (4) 視覚障がい者の社会参加の促進

- 4 学校卒業後の多様な学習機会の充実

- 5 読書環境の整備

1 芸術文化活動の振興

【大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）】

現状と課題

令和元年11月、障がい者芸術の支援拠点となる「おおいた障がい者芸術文化支援センター」（以下、この節において「センター」という。）を、本県の芸術文化振興の中核である公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団内に開設し、創作活動等に関する「相談支援」のほか、県立美術館での「企画展」や「オープンアトリエ」等の実施により、『創造・発表・鑑賞の機会』を提供することで、障がい者による芸術文化活動の普及促進を図っています。

また、大分県障害者社会参加推進センターでは、「ときめき作品展」や「誰でも楽しめる映画館」などを実施し、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進を図っています。

障がいのある人の芸術文化活動の振興には、「相談体制の整備」「創造・発表・鑑賞の機会の拡充」「作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進」「人材育成」「情報収集と情報発信」「関係者の連携協力」の6つの視点に基づいた施策の展開を図る必要があります。

「相談体制の整備」では、障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス事業所の支援員等に対し、創造・発表・鑑賞に関する支援や取組の方法等について、情報提供や助言を行う相談支援体制を整備することが重要です。

「創造・発表・鑑賞の機会の拡充」では、作品や表現等に関する創造・発表・鑑賞の機会の提供により、障がいのある人の創作意欲の向上や生きがいにつなげるとともに、県民が作品や表現活動の素晴らしさに触れる機会となります。また、障がいのある人や支援者が、多様な関係者や地域社会と交流する機会にもなるため、障がいのある人の自立や社会参加の促進につなげていく必要があります。

「作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進」では、障がいのある人の作品の販売・貸出等の契約に関するノウハウを提供し、作品や作家の権利を保護することが重要です。また、芸術文化活動を通じて、多様な人々が交流する場を創出し、相互理解の機会を提供することが大切です。

「人材育成」では、創造、発表、鑑賞など様々な場面で、適切に支援することができる人材を育成するため、福祉だけでなく、芸術文化、教育等の各分野における人材が、それぞれの専門知識に加え、相互理解により、障がい者芸術に関する知識を深める必要があります。

「情報収集と情報発信」では、障がいのある人の芸術文化活動の取組状況や作品の保管状況等についての実態把握や情報収集活動とともに、展覧会や演奏会、舞台公演

等のイベント情報が、障がい者本人や支援者等に行き届くような情報発信の仕組みづくりが求められています。

「関係者の連携協力」では、支援者や福祉団体のほか、芸術文化団体、教育機関、企業、行政等が連携し、関係者間のネットワークを構築することが重要です。

施策の方向

(1) 相談体制の整備

- ① センターに相談業務に従事する職員を配置し、支援方法、創造環境の整備、鑑賞支援、発表の場づくり、権利の保護、作品の記録・保存等に関する助言を行います。また、必要に応じ、美術・音楽等の芸術文化や作品の権利保護等について専門家による助言を行います。
- ② 年々増加する相談に適切に対応するため、センターへの相談内容や対応等についての事例検討や分析を行うとともに、研修参加等による職員のスキルの向上を図ります。

(2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充

①創造機会の拡充

- ・障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等に美術や舞台芸術の専門家等を派遣し、幅広い分野への参加体験（ワークショップ）の機会を提供することで、誰もが自分に適した分野の活動に参画できるように支援します。
- ・障がい福祉サービス事業所の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした公募展「ときめき作品展」を開催し、発表の場を確保することで、事業所での創作活動の充実及び活性化を図ります。
- ・障がい福祉サービス事業所や学校だけでなく、文化施設や社会教育施設など、地域の多様な場で、障がいのある人とない人が共に創造活動に参加できる機会を提供します。

②作品や表現活動等の発表機会の拡充

- ・市町村と連携して、県内の障がい福祉サービス事業所等の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした公募作品展「ときめき作品展」を開催することにより、造形表現に関する発表の場を提供します。
- ・県内の障がいのあるアーティストの作品や国内外で高い評価を受けている作品を紹介するセンター企画展を、県立美術館を中心とした芸術文化ゾーンで開催し発表の場を提供するとともに、より多くの県民が障がい者アーティストの作

品や表現活動に触れる機会を提供します。

- ・本県のアートの発信拠点である県立美術館で、県内で活躍する障がいのあるアーティストの作品を常設展示で紹介します。
- ・地域の多様な場で、音楽やダンス等の表現活動を発表する機会を提供します。
- ・平成30年に本県で開催した全国障害者芸術・文化祭を通じて育んだ成果を将来に継承するために、市町村における芸術文化を活用した取組に対する支援を行います。
- ・障がいのあるアーティストと企業等のマッチングを支援するとともに、マッチング後のアフターフォローにより、アーティストの持続可能な社会経済活動を支援します。

③鑑賞機会の拡充

- ・明るさや音量等の配慮が必要な方が、安心して映画を楽しむことができるように、映画館等と連携して、鑑賞の機会を提供します。
- ・障がいのある人が鑑賞する際の情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等）やICTを活用したサービスの提供により、文化施設等において、障がい特性に応じた展覧会や演奏会、舞台公演等の実施に取り組みます。
- ・対話型の鑑賞機会を提供するなど、障がい特性に応じた鑑賞サポートを行います。

(3) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

- ① センターに相談業務に従事する職員を配置し、支援方法、創造環境の整備、鑑賞支援、発表の場づくり、権利の保護、作品の記録・保存等に関する助言を行います。また、必要に応じ、美術・音楽等の芸術文化や作品の権利保護等について専門家による助言を行います。（再掲）
- ② 障がい福祉サービス事業所等の職員等を対象に、作品の保存方法、販売等の支援及び所有権、著作権その他の権利保護についてのセミナーを開催し、知識の普及と意識の向上を図ります。
- ③ 障がい者アーティストを幼児教育施設や小中学校等に派遣し、こどもたちの障がいへの理解を深める交流の場を提供します。
- ④ 障がいのある人が様々なイベントに気軽に参加できる環境を整えるとともに、共生社会に向けて、障がいのある人とない人の交流を促進します。

(4) 人材の育成

- ① 障がい福祉サービス事業所や美術館、博物館等の職員を対象に、創造・発表・鑑賞に関する支援の方法、著作権等の専門的知識の修得等に関する研修を実施し、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。
- ② 芸術文化活動に関する支援方法のマニュアル等を作成し、障がい福祉サービス事業所等に活用してもらうことで、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。
- ③ 障がい福祉サービス事業所等を対象にしたアウトリーチ事業により、表現活動に係る企画や運営等について学んでもらうことで、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。
- ④ 県内の大学等と連携し、学生等を主体とするワークショップなどを通じた、さまざまな事業における現場体験型のプログラムを企画し、障がいのある人の芸術文化活動に関する専門的人材の育成を図ります。
- ⑤ 大学等と連携して、障がいのある人の芸術文化に関する歴史等の多様な視点に基づいた研修などを実施し、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。

(5) 情報収集と情報発信

- ① 障がい福祉サービス事業所等からの相談や「ときめき作品展」の出展情報をもとに、大学等と連携して調査を行い、作品（作家）の発掘を行います。
- ② 障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等における活動内容を調査し、表現活動を行う利用者個人のニーズや活動実態の把握を行います。
- ③ 県内外の公募展やアートイベントのほか、NFTアート¹などICTを活用した最新のサービス、その他障がい者芸術文化に関する業界の動向等についても幅広く情報収集を行い、的確な相談支援に繋がります。
- ④ ホームページやSNS等を活用して、県内外の障がい者アートイベントや公募展等に関する情報発信を行います。

¹ NFTアートとは、デジタルアートとブロックチェーン技術を掛け合わせたもので、唯一性が担保されたアート作品。

- ⑤ ホームページやSNSのほか、TVや新聞等のメディアを活用するなど、さまざまな媒体や機会を通じて、障がい者の芸術文化活動を県民に広く周知していきます。

(6) 関係者の連携協力

- ① 福祉団体、芸術文化団体、学識経験者、企業等からなる協議会を設置し、本県の障がい者芸術文化活動の普及支援のあり方やセンターの取組の方向性等について検討します。
- ② 福祉・芸術文化関係のみならず、教育、まちづくり、観光等、分野を越えて様々な関係者とネットワークの構築を図ります。
- ③ オープンアトリエの地域開催等の機会を通じて、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校、市町村、文化施設との連携を深め、情報共有を図るとともに、地域における関係者間のネットワークの構築を図ります。
- ④ 国内外の障がい者芸術文化活動に関わる関係者とネットワークづくりを進め、情報交換や企画展の連携につながるよう交流を促進します。
- ⑤ センターは、県や市町村、障がい福祉団体・芸術文化団体等と連携して、より多くの障がいのある人が円滑に芸術文化活動に参加できるよう支援するとともに、あらゆる機会を通じて、センターの認知度向上を図ります。

主な取組

(1) 相談体制の整備

- ① センターにおける相談窓口の設置
- ② 研修参加等によるセンター職員の相談対応スキル向上

(2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充

- ① 創造機会の拡充
- ・ 障がい福祉サービス事業所等への専門家派遣によるアウトリーチの実施
 - ・ 障がい福祉サービス事業所等を対象とした公募展「ときめき作品展」の開催
 - ・ 誰もが参加できるオープンアトリエ（美術・音楽・舞台）等の地域開催

②作品や表現活動等の発表機会の拡充

- ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした公募展「ときめき作品展」の開催（再掲）
- ・県立美術館におけるセンター企画展の開催
- ・県立美術館における障がい者アートの常設展示
- ・県立美術館における音楽やダンス、身体表現等によるパフォーマンスの発表
- ・誰もが参加できるオープンアトリエ（美術・音楽・舞台）等の地域開催（再掲）
- ・市町村における芸術文化を活用した取組に対する支援
- ・障がい者アーティストと企業等とのマッチング支援及びアフターフォロー

③鑑賞機会の拡充

- ・映画館との連携による「誰でも楽しめる映画館事業」の実施
- ・iichiko 総合文化センターとの連携による舞台・演劇等の鑑賞サポート公演開催
- ・大学との連携による対話型鑑賞支援イベント等の実施

（３）作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

- ①センターにおける相談窓口の設置（再掲）
- ②障がい福祉サービス事業所等を対象とした権利保護等に関するセミナーの開催
- ③小中学校等への障がい者アーティスト派遣による交流事業の実施
- ④障がいのある人とない人が交流するワークショップ等の開催

（４）人材の育成

- ①障がい福祉サービス事業所等を対象とした支援方法等に関するセミナーの開催
- ②障がい者の芸術文化活動に関する支援方法のマニュアル作成
- ③障がい福祉サービス事業所等への専門家派遣によるアウトリーチの実施（再掲）
- ④学生等を主体とするワークショップなどを通じた現場体験型プログラムの企画
- ⑤大学等との連携による障がい者の芸術文化に関する研修等の実施

（５）情報収集と情報発信

- ①大学等との連携による障がい者アーティストの調査発掘事業の実施
- ②障がい福祉サービス事業所等への訪問による実態調査の実施
- ③ICTを活用したサービス等業界の動向に注視した積極的な情報収集
- ④県内外のイベント（公募展・アートイベント等）に関する情報発信
- ⑤メディア等を活用した効果的な情報発信

(6) 関係者の連携協力

- ①「大分県障がい者芸術文化推進協議会」の設置
- ②分野を超えた領域横断的なネットワークの構築
- ③市町村、文化施設等との地域における関係者間の情報共有とネットワーク構築
- ④国内外の障がい者芸術文化活動に関わる関係者との交流促進
- ⑤関係団体との連携強化によるセンターの認知度向上



【センター企画展】

2 スポーツ等の振興

現状と課題

障がい者スポーツは、障がいのある人にとって健康づくりや機能回復のみならず、仲間との交流やコミュニケーションを深める機会を提供し、社会参加の促進や生活の質の向上を図る上で大変重要な役割を果たしています。

本県は、我が国の障がい者スポーツの黎明期から、その普及・発展に尽力された故・中村裕博士ゆかりの地であり、これまで、大分県障がい者スポーツ大会や大分国際車いすマラソン、大分県ゆうあいスポーツ大会などの各種障がい者スポーツ大会を開催・支援するとともに、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣や障がい者スポーツ団体への助成を行うなど、障がい者スポーツ先進県として、その振興に力を入れてきました。

一方、障がい者スポーツの普及や競技力向上に不可欠な指導者・ボランティアは不足しており、障がいのある児童・生徒がスポーツに親しめる環境も十分ではなく、早急な対応が求められています。

さらに、東京2020パラリンピック競技大会以降の関心の高まりを踏まえ、スポーツへ興味を持つ障がいのある人が、身近な地域で、それぞれの個性やニーズに応じたスポーツに挑戦できる環境整備も必要です。

施策の方向

(1) スポーツに挑戦できる機会の拡充

- ① 障がいのある人がスポーツを身近に体験することのできる機会を拡充します。
- ② 障がいのある人が大会参加を通じて、スポーツの楽しさを知り、社会参加意欲の向上を図ります。

(2) スポーツを続けられる環境の整備

- ① 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員など障がい者スポーツに関する知見を有する指導者の養成を行います。
- ② 総合型地域スポーツクラブや特別支援学校等と連携し、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

(3) 県内アスリートの競技力向上への支援

- ① 全国障害者スポーツ大会へ大分県代表選手を派遣します。
- ② 障がい者スポーツ競技団体等が大会開催を含む普及活動や練習、遠征など強化活動に積極的に取り組めるよう活動の支援を行います。
- ③ 障がい者スポーツの普及や県内アスリートへの支援などについて、商工団体等と連携し、官民協働で障がい者スポーツを推進します。
- ④ 障がい者スポーツの振興に取り組む各種団体の競技会開催や、九州大会など上位大会への選手派遣の支援を通じて、障がい者の競技参加の機会拡充に努めます。
- ⑤ パラリンピックやデフリンピックなどの国際大会への県内障がい者アスリートの派遣を支援し、国際交流の推進にもつなげていきます。

(4) 大分国際車いすマラソンの開催

- ① 1981年の国際障害者年に世界初の車いす単独のマラソン大会としてスタートした本大会は、国内外から多くの選手がしのぎを削る世界最高峰のレースとして開催しているところです。

国内外のトップアスリートが高いレベルで競い合うだけでなく、重度の障がい者も自己の限界に挑戦し、社会参加への意欲を喚起するとともに県民の障がいへの理解を促進するため、多くの選手が参加できるよう支援を拡充するなど、官民協働による更なる進化・発展に努めます。

主な取組

- 障がい者スポーツ教室等の開催（大分県障がい者スポーツ協会と連携）
- 大分県障がい者スポーツ大会の開催
- 各障がい者スポーツ団体の開催する県大会への支援
- 公認初級パラスポーツ指導員の養成（大分県パラスポーツ指導者協議会と連携）
- 総合型地域スポーツクラブにおける障がい者の受入れ促進
- 全国障害者スポーツ大会への大分県選手団の派遣
- 障がい者スポーツ団体活動に対する支援
- アスリートを支援する民間事業者とのマッチング等の推進
- 大分国際車いすマラソンの開催

【成果目標と活動指標】

1 芸術文化

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所割合(事業所数)	% 事業所	8.1 59	R5	25 96	R8	R15 目標値として事業所数を 182 に設定

2 スポーツ

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
障がい者スポーツ指導者登録者数(人口1万人当たり)(実人数)	人 人	4.12 463	R4	4.65 523	R8	R15 目標値として指導者登録者数の実人数を 628 人に設定

3 社会参加の促進

現状と課題

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人となない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別や偏見、障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在します。

このため、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策を展開する必要があります。

施策の方向

(1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営

- ① 障がいを理由とする差別等に関する相談窓口を設置し、情報の提供や助言、関係者間の調整など、問題解決に向けた支援を行います。
- ② 障がいのある人となない人が一堂に集い、交流の輪を広げ、相互に理解を深めるためのイベントを実施します。
- ③ 障がい者・児の芸術・文化活動に関する自主的な取組を支援し、その成果を発表する機会を提供します。

(2) 大分県身体障害者福祉センター（あすぴあおおいた）の運営

- ① 各種スポーツ大会や芸術・文化教室等を開催し、障がいのある人に幅広く社会参加の機会を提供します。
- ② 体育室や温水プール等の利用を通じて、障がい者の健康づくりやスポーツの振興を図ります。

(3) 大分県聴覚障害者センターの運営

- ① 聴覚障がい者に対する情報提供及びコミュニケーション支援を実施し、聴覚障がい者の社会参加を促進します。
- ② 大分県手話言語条例に基づく手話普及等の拠点として、県民が手話を身近に感じ、魅力あるものと思えるように情報発信します。

(4) 視覚障がい者の社会参加の促進

- ① 視覚障がい者に対する情報提供及びコミュニケーション支援を実施し、視覚障がい者の社会参加を促進します。
- ② 大分県盲人協会が設置する大分県点字図書館における点字図書・録音図書などの製作や貸出を支援し、視覚障がい者が必要とする情報を提供します。

主な取組

(1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営

- 障がい者差別解消・権利擁護推進センター（相談窓口）の設置
- 「障がい者児 秋の交歓会」「ときめき作品展」「誰でも楽しめる映画館」の開催

(2) 大分県身体障害者福祉センター（あすぴあおおいた）の運営

- 各種スポーツ大会や芸術・文化教室等の開催
- 体育室や温水プール等の安心・安全なセンター運営

(3) 大分県聴覚障害者センターの運営

- 聴覚障がい者に対する生活相談や情報提供、生活訓練の実施
- 聴覚障がい者用の字幕入り録画物等の製作及び貸出し
- 手話通訳・要約筆記等の養成講座の実施
- 聴覚障がい者への理解促進のための広報・啓発
- 手話普及促進のための手話講習会の開催

(4) 視覚障がい者の社会参加の促進

- 大分県盲人協会が設置する大分県点字図書館の運営を支援
- 生活情報等を点字にし、希望する視覚障がい者に提供
- 点訳・音訳奉仕員の養成とスキルアップ支援
- 大分県盲人協会に歩行訓練士を配置し、歩行など日常生活訓練の実施

4 学校卒業後の多様な学習機会の充実

現状と課題

障がい者が、学校卒業後に様々な活動を継続して行ったり仲間と交流したりする場や機会が少ないという現状があります。また、障がい者の生涯学習に関する県民の理解や協力への意識付けが十分ではありません。

このため、障がい者の生涯にわたる学びの支援に向け、関係機関等の連携体制を構築したり、多様な学習機会の提供に努めたりすることが必要です。

施策の方向

- ① 社会教育・特別支援教育・障がい福祉や、障がい者の芸術文化・スポーツ等の関係者のネットワーク化を図ります。
- ② 公民館等での学習機会の提供に向けた働きかけを推進します。
- ③ イベントや団体等の情報が当事者に届きやすい仕組みづくりを行います。
- ④ 障がい者の生涯学習に関する県民の理解や協力への意識づけを図るとともに、ボランティアや支援者の育成等に取り組みます。

主な取組

- 市町村、特別支援学校、大学等の関係機関や企業、社会福祉法人等の障がい者支援団体、当事者等をメンバーとした推進会議の開催
- 大学や市町村等と連携し、障がい者を対象にした講座やプログラム及び障がいの有無にかかわらず学べる機会の提供を促進
- 専用サイト「かたろうえ大分」を通じたイベントや団体情報等の発信
- ボランティア・支援者に向けた研修等を実施

5 読書環境の整備

【視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画】

現状と課題

令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」施行により、視覚障がい者等活字の利用が困難な人に対する取組や、図書館への来館が困難な人に対する取組の充実が求められています。

このため、県立図書館を中核として、情報を取得しやすい書籍等の収集及び提供、障がい者サービスの提供や周知、読書を支援する環境整備、障がい者サービス充実のための人材育成や体制整備を進めていく必要があります。

施策の方向

- ① 視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実に取り組みます。
- ② インターネット等を活用した図書館サービスの充実に取り組みます。
- ③ 施設、設備のバリアフリー化に取り組みます。
- ④ 障がい者サービスに係る人材育成、体制整備に向けた取組を進めます。

主な取組

- 点字図書、拡大図書、録音図書等のアクセスしやすい書籍の収集、提供
- 視覚障がい者等用データ送信サービス等インターネットサービスの充実、情報提供
- 県立聾学校でのおはなし会の実施等、障がいの特性に応じたサービスの充実
- アクセスしやすい書籍や拡大読書器等の読書支援機器に関する情報提供
- ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮したホームページによる情報提供
- 図書館施設・設備のバリアフリー化、老朽化対応及び利便性向上
- 災害発生時に障がい者が安全に避難できるような設備整備及び訓練実施
- 図書館長、司書、学校司書等関係職員に対する研修の充実
- レファレンス¹等による点字図書館点訳・音訳ボランティア等関係機関人材育成支援

¹ 利用者が調査・研究をする際に、必要な資料等の入手を司書が支援するサービス

第7節

安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- 1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
 - (1) 福祉のまちづくりの総合的推進
 - (2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進

- 2 住宅・公共的施設等の整備
 - (1) 公共的施設の改善整備
 - (2) 住宅の改善整備
 - (3) 改善整備に関する情報提供

- 3 移動・交通手段の確保
 - (1) 公共交通機関の改善整備
 - (2) 道路・交通安全施設の改善整備
 - (3) 移動支援の充実
 - (4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施

- 4 防犯対策の推進
 - (1) 防犯対策の推進
 - (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 5 防災対策の推進
 - (1) 防災対策の推進
 - (2) 防災関係職員の福祉研修の推進

1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がいの有無に関わらず、全ての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除く「福祉のまちづくり」の取組が必要です。

今後も「大分県福祉のまちづくり条例¹」に定める基本方針や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（改正バリアフリー新法）の理念を踏まえ、全ての人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を進めていくことが必要です。

施策の方向

（1）福祉のまちづくりの総合的推進

- ① 福祉団体や交通、建築分野等の関係団体で構成する大分県福祉のまちづくり推進協議会を推進母体として、住宅や公共施設等の整備、移動や交通手段の確保などの総合的な施策を推進します。

（2）福祉のまちづくりに対する理解の促進

- ① 県のホームページなどを通じて、福祉のまちづくりやユニバーサルデザインに関する普及・啓発等を推進します。

主な取組

- 大分県福祉のまちづくり推進協議会を開催
- おおいたユニバーサルデザインマップの充実に向けた支援

¹ 障がい者や高齢者を含む全ての県民が、自由に行動し、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できることを目的として、平成7年3月に制定された条例。

2 住宅・公共的施設等の整備

現状と課題

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進することが必要です。

これまでも、障がい者など全ての県民が自由に行動できるよう、県に係る公共施設の改良・改修整備を行う「共生のまち整備事業」を実施してきました。今後も大分県福祉のまちづくり条例に適合する施設が整備されるよう努めることが必要です。

施策の方向

(1) 公共的施設の改善整備

- ① 既存の県立施設のうち、改正バリアフリー新法及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合していない施設の改修を実施します。
- ② 新築する県有建築物は、改正バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した施設として整備します。

(2) 住宅の改善整備

- ① 県営住宅の1・2階部分の住戸は、バリアフリー化を図ります。
- ② 障がい者の身体状況とともに介護者にも配慮した居住環境に改善するため、居室、トイレ、浴室などの改造費用に対して助成を行うとともに、改造に関する相談体制の充実を図ります。

(3) 改善整備に関する情報提供

- ① 大分県社会福祉介護研修センターの住宅改造モデル展示場を活用した住宅改修に関する知識の普及等を推進します。

主な取組

○共生のまち整備事業の実施

3 移動・交通手段の確保

現状と課題

地域社会において、障がい者が社会の様々な活動に参加する機会を確保するなど、自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、移動又は公共交通機関の利用に係る身体の負担を軽減することにより、利便性及び安全性を向上することが重要です。そのため、公共交通機関や道路、信号機などを、障がい者が安全で利用しやすいよう改善を進める必要があります。

これまで、鉄道事業者が行う駅におけるバリアフリー化の整備に対する助成、歩道の整備、「大分あったか・は一と駐車場利用証制度¹」の協力施設拡大、音響信号機の整備、警察署における多目的トイレの整備などを行ってきました。

今後も、これらの対策の一層の充実を図ることが必要です。

施策の方向

(1) 公共交通機関の改善整備

- ① 公共交通事業者に対して、障がい者の地域生活に必要な公共交通の確保・維持とともに、設備のバリアフリー化や、障がい者に配慮した対応の充実を要請します。
- ② 市町村が実施するバリアフリー化のための移動等円滑化促進方針の策定や、基本構想の策定とその構想に基づく事業の推進に必要な助言その他の援助を行います。
- ③ 公共交通事業者が行う障がい者等の移動の円滑化を支援するため、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅において、障がい者の利用実態等を踏まえて、鉄道事業者が行うバリアフリー化設備の整備に対して助成を行い、バリアフリー化に努めます。

¹ 身体の障がいや高齢・難病等により歩行が困難な者、あるいは、けが人や妊産婦の方で一時的に歩行が困難な者に対して、「あったか・は一と駐車場利用証」を交付することで、車いすマーク駐車場を利用できる者を明確にして、健常者のマナー違反を防止し、車いすマーク駐車場を真に必要とする者が安心して利用できるようにする制度。

(2) 道路・交通安全施設の改善整備

- ① 歩行空間の確保のための歩道整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備を推進します。
- ② 点字ブロックの上やその付近に駐輪された自転車が、歩行者の通行の妨げとならないよう、自転車利用者への広報啓発を行うとともに、違法車両については駐輪場への移動等の指導啓発を推進します。
- ③ 交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス¹」として設定し、人優先の安全・安心な通行区間の整備を推進します。

(3) 移動支援の充実

- ① 従来の公共交通機関を利用できない障がい者の円滑な移動を支援するため、市町村と連携し、移動支援事業²の充実を図ります。併せて、市町村との会議の場などを通じて移動支援を通学等に適用している事例の周知を図ります。
- ② 障がいのある人などからの申請を受けて利用証を交付し、商業施設等における協力駐車場の利用を可能とする「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の推進による自動車利用者への支援を行います。
- ③ 県精神保健福祉会等と連携し、平成 30 年 4 月から県内路線バス等に、令和 2 年 2 月からはタクシーに、精神障がい者に対する運賃割引制度が導入されました。今後は JR 等に対しても、精神障がい者に対する割引制度の導入について、理解と協力を求めます。

(4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施

- ① 音響装置等を整備拡充します。

主な取組

- 歩道や交通安全施設などを整備、「ゾーン 30 プラス」整備計画を策定
- 「大分あったか・はーと駐車場制度」協力駐車場の拡大
- 生活関連経路における信号機に音響装置等の整備拡充

¹ 最高速度 30 km/h の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域。

² 屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出できるよう支援する市町村地域生活支援事業

4 防犯対策の推進

現状と課題

地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、障がい者に対する配慮がなされた防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ることが必要です。

これまで、安全の確保を図るため、障がい者福祉施設などにおける防犯上の安全管理の徹底など、地域で守る仕組みづくりを図ってきました。

今後とも、障がい者に対し、防犯に関する意識の高揚を図るとともに、悪質商法などによる被害防止についての知識の普及を図っていく必要があります。

施策の方向

(1) 防犯対策の推進

- ① 犯罪被害防止に関する積極的な広報啓発活動等を行い、障がい者の防犯意識の高揚を図ります。
- ② 自主防犯ボランティア団体に対する支援及び活動への参加促進を図り、団体による見守り活動を推進します。
- ③ 大分県警察メール配信システム「まもめーる」、「おおいた防犯マップみはるちゃん」や新聞、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、障がい者の特性に応じた防犯情報の提供を推進します。
- ④ 聴覚に障がいのある人など、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォン等を利用して、文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」や「ファックス110番」を運用しているほか、電話リレーサービス¹を利用した手話による110番通報を受け付けるなど、障がい者からの緊急通報に対して迅速・的確な対応を行います。

¹ 電話リレーサービス提供機関として指定した機関が提供するサービスで、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある人とそれ以外の人との会話を、通訳オペレータが「手話」又は「文字チャット」と「音声」で通訳することにより電話での意思疎通を可能とするもの。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者の消費者被害を未然に防ぎ、拡大防止を図ります。
- ② 公正な消費者取引を推進します。
- ③ 障がい者に対する消費者教育を推進します。
- ④ 障がい者の支援者を対象とした消費者教育を推進します。

主な取組

- 各種会合等を通じた防犯講話の実施
- 自主防犯ボランティアと連携した防犯活動の実施
- ラジオ、テレビ、新聞など様々な広報媒体を活用し、防犯情報を提供
- 消費生活相談窓口を充実するとともに、障がい者に対して相談窓口を広く周知
- 事業者に対して法令遵守の徹底を求めるなど関係法令に基づく指導・勧告
- 障がいの特性に応じた情報発信や効果的な消費者教育を行い、消費者被害の防止を推進
- 福祉関係機関等と連携し、障がい者の支援者を対象とした研修等を実施

5 防災対策の推進

現状と課題

近年、豪雨や地震災害等の発生頻度が高まるなかで、障がい者など災害時に特に配慮が必要な要配慮者への支援が重要となっています。

県ではこれまで、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者¹の個別避難計画²作成や福祉避難所³の拡充に取り組む市町村を支援するとともに、備蓄物資の拡充にも努めてきたほか、防災士の育成や避難訓練の実施を通じた自主防災組織の活性化などに取り組んできました。

南海トラフ地震などの大規模災害の発生が想定される中、今後も要支援者などに対する支援を充実する必要があります。

施策の方向

(1) 防災対策の推進

- ① 大分県地域防災計画に基づき、地域や関係機関と連携し、一般避難所の福祉避難スペースの活用や福祉避難所等への直接避難等、地域の実情や個々の障がい特性に応じた個別避難計画の作成を推進するなど、障がい者を地域で守る仕組みづくりを推進します。
- ② 災害時の情報を障がい者や介助者などに迅速に伝達するため、インターネットやテレビ・ラジオ等を利用した情報提供システムの構築など情報提供体制の整備を促進します。
- ③ 災害時の避難行動に支援が必要な障がい者に関する情報収集及び防災関係機関における情報共有、個別避難計画の作成などの市町村の取組が円滑に行われるよう支援します。

¹ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

² 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画。

³ 一般避難所での生活が困難な、高齢者や障がい者、乳幼児等の特に配慮を必要とする避難者を対象として設置される避難所。

- ④ 社会福祉施設や福祉避難所に指定された施設等で土砂災害の恐れがある場合は、土砂災害対策を優先的に整備します。
- ⑤ 障害者支援施設が非常災害計画の策定や避難訓練の実施などに取り組むよう、指導を行います。
- ⑥ 被災した障がい者の避難所生活に必要な紙おむつやストーマ用装具、要配慮者への提供を考慮した食品などの物資の確保に努めます。
- ⑦ 一般避難所での生活が困難な障がい者などの要配慮者向けに、福祉避難所の受け皿拡充に取り組む市町村を支援します。また、障がい者の要配慮者への支援のため、福祉避難所に指定された施設が、発災時迅速に避難所を開設し、適切に運営できるよう、人材や物資の対策を平時から進めるなど、市町村と連携し、福祉避難所の運営能力の強化に取り組みます。
- ⑧ 一般避難所等で要配慮者の福祉的トリアージやニーズの把握、相談対応等の支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を養成し、要配慮者の避難環境の向上に取り組めます。
- ⑨ 災害時において、被災地内の精神科病院の患者を受け入れる災害拠点精神科病院¹を整備するとともに、訓練等を通じて、災害時の患者受入れや搬出手順及び他の機関との連携など、実災害時の対応力向上を図ります。
- ⑩ 精神科医、看護師等からなる災害派遣精神科医療チーム（DPA T）を養成し、大規模災害時の精神科医療及び精神保健活動の支援体制を強化します。
- ⑪ 災害ボランティアセンターを円滑に設置し運営できるように大分県社会福祉協議会と連携し、人材の育成や災害ボランティアセンターネットワークの構築を推進します。
- ⑫ 自主防災組織における防災啓発を促進し、地域の実践力向上を図ります。
- ⑬ 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合に、障害者支援施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要配慮者利用施設²が行う避難確保計画の

¹ 災害時に精神科医療を提供する上で、中心的な役割を担う病院として、都道府県が指定。

² 主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設。

作成について、市町村と連携して取り組みます。

- ⑭ 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、市町村と連携して支援します。

(2) 防災関係職員の福祉研修の推進

- ① 地震・津波、風水害等の自然災害や火災等が発生した場合における障がい者の安全な避難誘導のための設備整備や施設職員・従業員等の研修を実施します。

主な取組

(1) 防災対策の推進

- 個別避難計画の作成に係る関係者向け研修等を実施
- ホームページや県民安全・安心メール、防災アプリ等を利用した情報提供体制の整備の促進
- 備蓄物資の購入
- DWA T 隊員養成研修の実施
- 災害拠点精神科病院の指定・訓練等の実施
- DPAT 隊員養成研修・フォローアップ研修・訓練等の実施
- 災害福祉支援ネットワークの会議の開催
- 災害ボランティアセンターの運営に関するリーダーやスタッフの研修、被災地の災害ボランティアセンターで現地研修を実施

(2) 防災関係職員の福祉研修の推進

- 防災アドバイザーの派遣



【大分県 DPAT の訓練】